

ＩＣカード乗車券取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市が、ＩＣカードを媒体としたストアードフェアカードの機能のみを搭載したＩＣカード乗車券（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）によりおりひめバス運行路線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 ＩＣカード乗車券についてのサービス内容とご利用条件は、この要綱の定めるところによります。

2 この要綱が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された要綱の定めるところによります。

3 この要綱に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 交野市コミュニティバスの運行に関する条例

(2) 交野市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則

(3) 西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西」といいます。）のＩＣカード乗車券取扱約款

(用語の意義)

第3条 この要綱における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当路線」とは、交野市が運行するおりひめバス路線をいいます。

(2) 「小児用ＩＣカード乗車券」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するＩＣカード乗車券をいいます。

(3) 「バス車載機」とは、ＩＣカード乗車券の乗車処理、降車処理およびチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものをいいます。

(4) 「ＳＦ」とは、ＩＣカード乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(5) 「チャージ」とは、ＩＣカード乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当路線を運行する車両を指します。以下同じ。）において降車の際にバス車載機による降車処理を受けるものとして乗車したときに成立するものとします。

2 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(要綱の変更)

第5条 交野市は以下の場合、本要綱を変更することができるものとします。

- (1) 本要綱の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本要綱の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本要綱を変更する場合、交野市はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の要綱の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により要綱を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の要綱に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当路線における I C カード乗車券の利用エリアは別表 1 のとおりとします。

(使用方法)

第8条 I C カード乗車券を用いておりひめバスに乗車したときは、第 7 条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。

- 2 前項の場合、S F 残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売及びチャージ)

第9条 交野市では I C カード乗車券の発売及びチャージは行いません。

(制限事項等)

第10条 1 回の乗車につき、2 枚以上の I C カード乗車券を同時に使用することはできません。

- 2 次の各号に該当する場合には、I C カード乗車券は直接バス車載機で使用するできません。

- (1) 乗車時に S F 残額がないとき
- (2) 降車時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) I C カード乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機による I C カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

- 3 他の乗車券と併用して使用することはできません。

- 4 偽造、変造又は不正に作成された I C カード乗車券を使用することはできません。

- 5 I C カード乗車券の S F を使用して、交野市窓口で交野市コミュニティバスの運行に関する条例に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限をすることがあります。

- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をバス車内、インターネット上等に掲示します。

- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、交野市はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、交野市の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(使用料の減額)

第12条 旅客が I C カード乗車券を用いて乗車する場合、使用料支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客使用料 1 名分を減額します。ただし、小児用 I C カード乗車券にあつては小児・幼児使用料 1 名分を減額します。

- 2 上記使用料支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた使用料を減額することができます。

(効力)

第13条 第 8 条第 1 項の規定により使用する場合の I C カード乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車において、1 回の乗車に限り有効なものとしします。
 - (2) 小児用 I C カード乗車券は交野市コミュニティバスの運行に関する条例に定める小児・幼児の記名人のみが使用できます。
 - (3) 途中下車の取扱いはしません。
 - (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。
- 2 小児用 I C カード乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

(無効となる場合)

第14条 I C カード乗車券は、次の各号に該当する場合は、無効とします。

- (1) 旅行開始後の I C カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、小児用 I C カード乗車券にあつては、次の各号に該当する場合は、無効とします。
- (1) 記名人以外の者が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C カード乗車券を使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C カード乗車券を使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- 3 偽造、変造又は不正に作成された I C カード乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客使用料の収受等)

第15条 前条に該当し使用した場合、普通旅客使用料を収受します。

(I C カード乗車券による乗車等の取扱い方)

第16条 鉄道事業者等が発行した I C カード乗車券のうち、おりひめバスにて利用が可能なものについては、当路線内において乗車等の取扱いを行います。

- 2 おりひめバスにて利用が可能な I C カード乗車券は次のとおりとします。
- (1) 西日本旅客鉄道株式会社発行の I C O C A 乗車券
 - (2) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a 乗車券
 - (3) 株式会社パスモ発行の P A S M O
 - (4) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a 乗車券
 - (5) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a 乗車券

- (6) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかいＳｕｉｃａ乗車券
 - (7) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ
 - (8) 株式会社エムアイシー発行のｍａｎａｃａ
 - (9) 東海旅客鉄道株式会社発行のＴＯＩＣＡ
 - (10) 株式会社スルッとKANSAIが発行するＰｉＴａＰａカード乗車券
(「スルッとKANSAI特別割引用ＩＣカード」を除く)
 - (11) 福岡市交通局発行のはやかけん
 - (12) 株式会社ニモカ発行のｎｉｍｏｃａカード
 - (13) 九州旅客鉄道株式会社発行のＳＵＧＯＣＡ乗車券
 - (14) 東日本旅客鉄道株式会社発行のWelcome Suica (Suica Lightを含む)
- 3 前項に定める鉄道会社等が発行したＩＣカード乗車券で、当路線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第15条までの規定及びJR西のＩＣカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。

附 則

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

別表 1 (第 7 条関係) 利用エリア
おりひめバス路線の利用エリア

